

第 3 編

震災対策編

◆第 3 章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

全 部

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

具体的な対策については、第2編第3章第1節「復旧・復興の基本的方向の決定」に準ずるものとする。

なお、防災まちづくりに関する計画の作成に当たっては、必要に応じ、おおむね次のような事項を基本的な目標とする。

- (1) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- (2) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- (3) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化
- (4) 耐震性貯水槽の設置

第2節 民生の安定化対策

総合政策部 総務部 市民生活部
健康福祉部 建設水道部

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業のあっせん等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

具体的な対策については、第2編第3章第2節「民生の安定化対策」に準ずるものとする。

第3節 公共施設等災害復旧対策

全 部

公共施設の早期復旧を図るため、市は、県及び防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

具体的な対策については、第2編第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」に準ずるものとする。

